

奈良県教育委員会告示第十九号

奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。

平成三十年二月二日

奈良県教育委員会教育長 吉田 育弘

建造物の部

名称	員数	構造及び形式	所有者・住所	所在地
日本聖公会高田基 督教会堂	一棟	木造、建築面積一四四・ 〇平方メートル、瓦葺一 部鉄板葺 附 家具 二十二点 説教台 一、嘆願 席机 二、嘆願席 椅子 二、長机 二、長椅子（大） 十四、長椅子（ 小）一	宗教法人日本聖 公会高田基督教 会 大和高田市本郷 町九番二七号	大和高田 市本郷町 九番二七 号

彫刻の部

名称	員数	所有者・住所	所在地
木造罔象女神坐像 一軀 男神坐像 七軀 女神坐像 十軀 童形神坐像 二軀	二十 軀	宗教法人丹生川上 神社 吉野郡東吉野村大 字小九六八番地	吉野郡東吉野村大 字小九六八番地

絵画の部

絹本著色楊柳観音像	名称	員数	所有者・住所	所在地
一幅	宗教法入円生院 生駒市上町四四四 二番地	二番地	生駒市上町四四四 二番地	

工芸品の部

<p>笙 行円作 一管</p> <p>凡管に天福元年、信貴山僧行円の記がある</p> <p>笙 頼尊作 一管</p> <p>凡管に信貴山阿闍梨頼尊の記がある</p> <p>附 一、紙本墨書寄進状 包紙添一通</p> <p>寛永七年十月十六日、施主寿命院法印良芸の記がある</p> <p>一、紙本墨書添状 包紙添一通</p> <p>天明元年十月十一日、鳥居小路法眼経隆、隠岐法眼堯臣の記がある</p> <p>一、紙本墨書添状 包紙添</p>	名称	員数	所有者・住所	所在地
		二管	宗教法入談山神社 桜井市大字多武峰 三一九番地	桜井市大字多武峰 三一九番地

<p>一通</p> <p>一、紙本墨書添状写 包紙添 一通</p> <p>一、紙本墨書銘書付 二重包 紙添 一通</p> <p>一、錦袋 一口</p> <p>一、浅葱包裂 一枚</p> <p>一、藤文蒔絵箱（内箱）、木 箱（中箱）、木箱（外箱 ） 一組</p> <p>外箱に天保十一年の記が ある</p> <p>（以上行田作分）</p> <p>一、緋包裂 一枚</p> <p>元禄十四年極月日、照泉 院大阿闍梨弁英の記があ る</p> <p>一、木箱 一合</p> <p>（以上頼尊作分）</p>			
--	--	--	--

書跡・典籍の部

<p>大般若經</p> <p>附 奥書断簡 二点</p> <p>經箱蓋 一枚</p>	<p>名 称</p>	<p>員数</p> <p>五百</p>	<p>所有者・住所</p> <p>宗教法人観音寺 山辺郡山添村大字 葛尾一八番地</p>	<p>所在地</p> <p>山辺郡山添村大字 葛尾一八番地</p>
--	------------	---------------------	--	---------------------------------------

考古資料の部

--	--	--	--	--

<p>名 称</p>	<p>馬見二ノ谷遺跡出土品</p>		
<p>員数</p>	<p>一括 (六 百二 十一 点)</p>	<p>所有者・住所</p>	
<p>奈良県 奈良市登大路町三 〇番地</p>		<p>所在地</p>	
<p>橿原市畝傍町一番 地(奈良県立橿原 考古学研究所)</p>			